

# 10月1日から乳幼児医療費支給制度の所得制限が変わります

●問合せ先 国保年金課医療・年金係 72-2111内線422

扶養親族等の数	9月30日まで	
	自営業者 (国民年金) 所得額	サラリーマンまたは公務員 (厚生年金・共済年金) 所得額
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
以降1人につき	38万円加算	38万円加算



10月1日から
<b>所得額</b> ※保護者の勤務形態による区分がなくなります。
622万円
660万円
698万円
736万円
38万円加算

市では、乳幼児を対象に医療機関を受診した際に支払う医療費のうち自己負担額以外の費用を助成しています。  
児童手当法の改正により、10月1日から乳幼児医療費支給制度の所得制限が変わります。

## 乳幼児医療費支給制度

対象	小学校就学前の児童
自己負担額	入院・通院ともに無料
所得制限	児童手当に準拠 (3歳～就学前の児童は所得制限あり)
申請手続書類	子どもの健康保険証、印鑑(認印)、 昨年の所得額がわかるもの(今年1月2日以降に小郡市に転入した人のみ)

今まで所得制限限度額超過で受給できなかった人も10月1日から対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。  
また、このほかにも、ひとり親家庭等医療費支給制度や重度障害者医療費支給制度などの公費医療制度があります。  
助成の対象となるのは、申請月からですので、各制度に該当する人は早めに申請をお願いします。  
なお、申請がないと助成されませんのでご注意ください。

## ひとり親家庭等医療費支給制度

対象※	母子家庭、父子家庭、養育者家庭
自己負担額	【通院】 800円/月(上限) 【入院】 500円/日(月7日限度)
所得制限	児童扶養手当に準拠
申請手続書類	健康保険証、印鑑(認印)、戸籍謄本、 昨年の所得額がわかるもの(今年1月2日以降に小郡市に転入した人のみ)、 児童扶養手当・公的年金などの証書

※母子家庭・父子家庭は、離婚や死別だけでなく、配偶者に重度の障害がある場合や生死不明、拘禁されている場合なども含めます。

## 重度障害者医療費支給制度

対象	身体障害者(身体障害者手帳1・2級)、知的障害者(IQ35以下)、重複障害者(身体障害者手帳3級を持ち、IQ50以下)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)
自己負担額	【通院】 500円/月(上限) 【入院】 一般 500円/日(月20日限度) 低所得者 300円/日(月20日限度)
所得制限	特別障害者手当に準拠
申請手続書類	健康保険証、印鑑(認印)、障害の程度を証明するもの、 昨年の所得額がわかるもの(今年1月2日以降に小郡市に転入した人のみ)

# 国民年金保険料後納制度の納付が始まります

●問合せ先 国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050  
久留米年金事務所 33-6206 国保年金課医療・年金係 72-2111内線427

国民年金保険料を納め忘れたまま2年が過ぎると、保険料を納めることができませんでしたが、10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年以内に納め忘れた保険料を納めることができる「後納制度」が始まります。

過去10年以内の保険料を納めることで、年金額増額や受給資格を得られる可能性があります。

※後納制度は、事前申込が必要ですが、審査の結果、後納制度を利用できない場合があります。

※過去3年度以前の保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。

※後納制度を利用する場合、後納が可能な期間のうち最も古い分から納めていただきます。

※一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象になります。

※全額免除や一部免除、若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は利用できません。

## ●後納制度のメリット

2年以上前の保険料を納めることにより

①将来受け取る年金額が増額

1年分納めると約19,656円(年額)増額

②年金の受給資格が得られる可能性があります

## ●後納制度を利用できる人

①20歳以上60歳未満の人

→10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある人

②60歳以上65歳未満の人

→①の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間がある人

③65歳以上の人

→年金受給資格がなく、任意加入中の人など

※老齢年金受給者は利用できません。